

# ○官庁営繕部直轄工事における共同企業体及び協業組合の点数調整の取扱いについて

平成18年10月5日 国営管第215-3号、国営計第90-3号  
最終改正 平成31年3月20日 国営管第408号

大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長 から 大臣官房官庁営繕部管理課長  
大臣官房官庁営繕部整備課長  
大臣官房官庁営繕部設備・環境課長 まで

官庁営繕部の所掌する営繕工事における共同企業体及び協業組合の経営事項評価点数及び技術評価点数の算定方法に関する特例については、「別記 一般競争参加資格を定める場合の総合点数算定基準」（以下「算定基準」という。）において通知しているところであるが、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）が平成18年5月23日に改正され、「真に企業合併等に寄与するものを除き経常建設共同企業体への客観点数及び主観点数の加点調整措置は行わないものとする。」とされたことを受け、「共同企業体の資格審査要領」（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）が改正されたところである。これに伴い、平成19・20年度以降の一般競争資格審査における共同企業体及び協業組合の点数調整の取扱いを下記のとおり、定めたので、十分留意の上、適切な運用を図るよう措置されたい。

## 記

### 1 官庁営繕部の所掌する営繕工事における共同企業体の点数調整の取扱いについて

「官庁営繕部工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領」（以下「算定要領」という。）第5で定める共同企業体の特例については、「共同企業体の資格審査要領」記第4に基づき、合併等に関する合理的な計画が提出され、真に企業合併等に寄与すると認められる経常建設共同企業体については、経営事項評価点数及び技術評価点数を10%を基本に合理的と認められる範囲でプラスに調整することができるものとし、これ以外の経常建設共同企業体については、経営事項評価点数及び技術評価点数の調整は行わないものとするところであるが、この運用にあたっては、次の事項に留意すること。

- (1) 経常建設共同企業体のうち、いわゆるペーパー・ジョイント、施工実績が著しく劣る建設業者が構成員の一となっているものを除き、その構成員が次期の定期の競争参加資格の認定の時までに合併契約を締結する旨を明らかにしたものについては、真に企業合併等に寄与すると認められるものとして、10%プラスの調整を行うものとする。
- (2) (1)に基づいて10%プラスの調整の適用を受けた経常建設共同企業体の構成員が、次期の定期の競争参加資格の認定の時までに合併契約を締結していない場合は、当該者を構成員の一とする経常建設共同企業体に対しては、

次期以降の競争参加資格の認定において、10%プラスの調整は行わないものとする。

(3) (1)に基づいて10%プラスの調整の適用を受けた経常建設共同企業体が、次期の定期の競争参加資格の認定の時より前に解散した場合(2社により構成される経常建設共同企業体のうち1社が倒産した場合等やむを得ないと認められる場合を除く。)等により、その構成員が組合せを変更し新たな経常建設共同企業体を申請してきた場合は、当該新たな経常建設共同企業体に対しては、競争参加資格の認定において、10%プラスの調整は行わないものとする。

(4) 経常建設共同企業体のうち、その構成員が次期の定期の競争参加資格の認定の時までに事業(建設業)の全部の譲渡に係る契約を締結する旨を明らかにしたもの又は事業(建設業)に関する権利義務の全部を継承する吸収分割契約を締結する旨を明らかにしたもの等、合併契約を締結する旨を明らかにしたものと同等とみなし得るものについては、(1)から(3)について同様に取扱うこと。

2 官庁営繕部の所掌する営繕工事における協業組合の点数調整の取扱いについて算定要領第6で定める協業組合の特例については、「建設業における協業組合の取扱いについて」(昭和53年10月31日付け建設省計振発第70号)記に基づき、当該協業組合が施工実績に著しく劣る場合を除き、経営事項評価点数及び技術評価点数について、それぞれ10%プラスの調整を行うことができるものとされたところであるが、この運用に当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 協業組合については、当該協業組合が施工実績に著しく劣る場合を除き、10%プラスの調整を行うものとする。

(2) なお、(1)により、10%プラスの調整を行った協業組合の施工実績が著しく良好な場合、著しく劣る場合等においては、「建設業における協業組合の取扱いについて」記の本文に基づき、15%の範囲内でプラスの調整を行うこと又は当該協業組合に対しては調整は行わないことができること。

#### 附 則

「別記 一般競争参加資格を定める場合の総合点数算定基準」及び「官庁営繕部直轄工事共同企業体の取扱いについて」の一部改正に伴う取扱いについて(平成9年8月8日建設省営管第395号)は廃止する。

ただし、平成18年度における随時の競争資格審査においては、なお従前のおりとする。